

千葉県企業局保有土地（富津市新富2件） 一般競争入札分譲案内書

分譲案内書配付期間

令和8年5月20日(水)から6月26日(金)まで

※土曜日、日曜日及び祝日は配布を行いません。

入札参加資格確認申請書受付（持参）期間

令和8年6月25日(木)から6月26日(金)まで

入札書提出（持参）期間

令和8年7月8日(水)から7月9日(木)まで

入札参加資格確認申請書受付及び入札書提出場所

千葉市中央区中央4丁目13番23号 7F※

千葉県企業局 土地管理部 土地分譲課 分譲企画室

電話 043-307-1774

※令和8年5月18日より上記住所へ移転しましたのでご注意ください。

開札日時

令和8年7月10日(金)

※物件番号ごとに開札時間が異なります。

物件番号1 午前10時00分

物件番号2 午後 1時30分

開札場所

千葉市中央区中央4丁目13番23号 3F

千葉県企業局 入札室

千葉県企業局

目 次

第 1	入札物件及び予定価格	1 ページ
第 2	分譲の流れと概要	1 ページ
第 3	入札参加者の資格及び入札参加に際しての注意事項	3 ページ
第 4	質問書の受付及び回答	4 ページ
第 5	一般競争入札参加資格確認申請書の受付等	4 ページ
第 6	入札書の提出	8 ページ
第 7	入札の受付等	9 ページ
第 8	開札	10 ページ
第 9	譲受人の決定	11 ページ
第 10	契約保証金の納入	13 ページ
第 11	土地譲渡契約の締結等	13 ページ
第 12	土地譲渡代金の支払	14 ページ
第 13	所有権の移転等	14 ページ
第 14	契約等に必要となる費用	14 ページ
第 15	分譲条件等	15 ページ
第 16	その他	18 ページ
	物件調書	19 ページ
	入札物件の位置図	23 ページ
	地積測量図等	25 ページ

《参考》

・ 関係法令等	32 ページ
・ 入札心得書	36 ページ
・ 共同申請企業に関する協定書（参考例）	40 ページ

《様式類》

(様式 1)	質問書	44 ページ
(様式 2)	一般競争入札参加資格確認申請書	45 ページ
(様式 3)	法人（会社）概要書	46 ページ
(様式 4)	共同申請企業調書	47 ページ
(様式 5)	事業計画書	48 ページ
(様式 6)	入札書	49 ページ

(様式 7)	委任状	50 ページ
(様式 8)	入札保証金納入通知書発行依頼書	51 ページ
(様式 9)	入札保証金返還先口座申出書	52 ページ
(様式 10)	入札保証金納入証拠書類提出書	53 ページ
(様式 11)	入札保証金還付請求書	54 ページ
(様式 12)	誓約書	55 ページ
(様式 13)	役員等名簿	56 ページ

《記入例》

・	事業計画書記入例	57 ページ
・	入札書記入例	58 ページ
・	入札者及び代理人の記入方法	59 ページ
・	委任状記入例	60 ページ
・	委任者の記入方法	61 ページ
・	役員等名簿記入例	62 ページ

《土地譲渡契約書（案）》	63 ページ
--------------	--------

《土壌調査結果》	74 ページ
----------	--------

千葉県企業局保有土地（富津市新富2件） 一般競争入札分譲案内書

第1 入札物件及び予定価格

入札物件（以下「本物件」という。）は、現在、事業用定期借地による貸付中の現事業者がおりますが、物件番号1及び物件番号2は令和10年7月13日をもって事業用定期借地権の期間が満了となり、千葉県企業局に更地返還されることになっている土地です。

物件番号	土地の所在	地目	面積（実測）	予定価格
1	富津市新富2番2	宅地	5,558.14㎡	142,180,000円
	富津市新富3番6	雑種地	（うち雑種地108.71㎡）	
2	富津市新富2番10	宅地	2,938.38㎡	70,151,000円

（注1）対象物件は2件です。複数物件のお申込みも可能です。

（注2）本物件は、現事業者から更地返還されてからの引渡しとなります。面積と現況が符号しない場合でも、契約を拒んだり、契約締結後に異議を述べることはできませんので、御了承の上、入札に参加してください。

（注3）現事業者も、「第3 入札参加者の資格」（P3～4）を満たす場合に限り、入札に参加をすることができます。

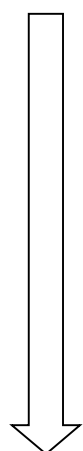
（注4）千葉県企業局が定める予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を、落札者として決定します。

（注5）本物件の詳細については、物件調書（P19～22）を御覧ください。

第2 分譲の流れと概要

分譲までのスケジュールは、次のとおりです。詳細は本分譲案内書の各項を御覧ください。

分譲案内書配布



配布期間 令和8年5月20日（水）から6月26日（金）まで
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
ただし5月20日（水）は午後2時から午後5時まで

配布場所 千葉市中央区中央4丁目13番23号 7F
千葉県企業局土地管理部土地分譲課 分譲企画室
電話 043-307-1774

※土曜日、日曜日及び祝日は配布を行いません。
※千葉県企業局ホームページからも入手できます。

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/kigyoubunjou>)

「第5（1）分譲案内書の配布期間及び配布場所」（P4）参照

入札参加資格確認申請書の受付

受付期間 令和8年6月25日（木）から6月26日（金）まで
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
受付場所 千葉市中央区中央4丁目13番23号 7F
千葉県企業局土地管理部土地分譲課 分譲企画室
「第5（2）一般競争入札参加資格確認申請書受付期間及び受付場所」（P4～5）参照

入札書提出

提出期間 令和8年7月8日（水）から7月9日（木）まで
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
提出場所 千葉市中央区中央4丁目13番23号 7F
千葉県企業局土地管理部土地分譲課 分譲企画室
「第6 入札書の提出」（P8～9）参照
「第7 入札の受付等」（P9）参照

開 札

開札日時 令和8年7月10日（金） 物件番号1 午前10時00分から
物件番号2 午後 1時30分から
開札場所 千葉市中央区中央4丁目13番23号 3F
千葉県企業局 入札室
「第8 開札」（P10～11）参照

以下は、落札者に関する流れです。

役員等名簿の提出

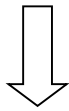
提出期日 令和8年7月16日（木）まで
「第9 譲受人の決定」（P11～13）参照

用地分譲申請書等の提出

提出期日 令和8年7月31日（金）まで
※環境保全対策書の提出が必要な場合は、令和8年8月7日（金）まで
「第9 譲受人の決定」（P11～13）参照

契約保証金の納入と土地譲渡契約の締結

「第10 契約保証金の納入」(P13) 参照

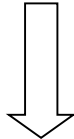


「第11 土地譲渡契約の締結等」(P13) 参照

土地譲渡残代金の支払い

支払い時期 令和10年度

「第12 土地譲渡代金の支払」(P14) 参照



土地の引渡し

引渡時期 令和10年度

「第13 所有権の移転等」(P14) 参照

第3 入札参加者の資格及び入札参加に際しての注意事項

(1) 入札参加者の資格 [「関係法令等」(P32~35)]

次のアからオのいずれにも該当しない者

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項各号の規定に該当する者
- イ 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められたときから3年(3年以内の期間を定めたときはその期間)を経過していない者
- ウ 千葉県企業局財産(土地・建物)に関する事務に従事する職員で、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3の規定に該当する者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- オ 暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

なお、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者とは次の(ア)から(キ)のいずれかに該当する者をいいます。

- (ア) 本物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- (イ) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が暴力団員である者
- (ウ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

(カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) (ア) から (カ) のいずれかの依頼を受けて入札に参加しようとする者

(2) 入札参加に際しての注意事項

ア 本分譲案内書及び「入札心得書」(P 36～39)をよく御確認の上、入札に参加してください。

イ 入札参加者は、本分譲案内書で説明した事項についての不知、不明を理由として疑義を申し立てることはできません。また、現地説明は行いませんので、必ず御自身において現地を確認されるとともに、法令・規則等の調査及び確認を行ってください。

ウ 落札者が、「第15 分譲条件等」(P 15～18)を満たさないおそれがあると認められるとき、若しくは落札後に入札参加資格条件に違反していることが判明したときは、落札は失効とし、譲受人として決定されず、契約を締結しません。

第4 質問書の受付及び回答

分譲案内書に関する御不明な点は、下記の期間内に、質問書(様式1)(P 44)に記載の上、FAX 又はE-mail で提出してください。

質問書受付終了から概ね2週間以内に、回答は千葉県企業局ホームページにて行います。

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/kigyoubunjou>)

質問書受付期間 令和8年5月20日(水)から6月3日(水)まで

FAX 043-307-3265

E-mail rinkaibunjou@mz.pref.chiba.lg.jp

第5 一般競争入札参加資格確認申請書の受付等

(1) 分譲案内書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間 令和8年5月20日(水)から6月26日(金)まで

[土曜日、日曜日及び祝日を除き、時間は午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)。ただし、5月20日(水)は午後2時から午後5時まで。]

イ 配布場所 千葉市中央区中央4丁目13番23号 7F

千葉県企業局土地管理部土地分譲課 分譲企画室

※千葉県企業局ホームページからも入手できます。(<https://www.pref.chiba.lg.jp/kigyoubunjou>)

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書受付期間及び受付場所

ア 受付期間 令和8年6月25日(木)から6月26日(金)まで

[午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)]

イ 受付場所 千葉市中央区中央4丁目13番23号 7F

千葉県企業局土地管理部土地分譲課 分譲企画室
電話 043-307-1774

(注1) 上記の受付期間以外は受付できませんので、御注意ください。

(注2) 事務を円滑に進めるため、事前に来局希望日時を御連絡ください。

(3) 申請時の必要書類

入札参加希望者は、次に掲げる書類に必要事項を記入し、記名押印の上、受付場所に直接持参してください。提出された申請書類は、返却いたしません。

・法人の場合

ア 一般競争入札参加資格確認申請書 [様式2 (P45)]

イ 入札保証金納入通知書発行依頼書 [様式8 (P51)]

入札保証金の額は、各自が見積もる入札金額の100分の5以上の額(円未満切上げ)です。なお、納入された入札保証金の額が、実際の入札金額に対して100分の5未満となった場合には、当該入札は無効となります。

ウ 法人(会社)概要書 [様式3 (P46)]

【添付書類】

(ア) 履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)(発行から3か月以内のもの)

(イ) 印鑑証明書(一般競争入札参加資格確認申請書に押印した印鑑に係るもので、発行から3か月以内のもの)

(ウ) 法人(会社)定款

(エ) 法人(会社)経歴書(任意様式) ※既存の概要説明資料(パンフレット等)で代替可

(注1) 法人(会社)概要書[様式3 (P46)] 下部余白記載の添付書類のうち、納税証明書及び決算書は、「第9 譲受人の決定」(P11~13)の際に必要となりますが、入札参加資格確認申請の際には不要です。

(注2) 複数物件申込みいただく場合、(ア)~(エ)の添付書類は、各1部の提出で足りります。

エ 事業計画書 [様式5 (P48)] (配置図・平面図及び横断面図を添付)

オ 誓約書 [様式12 (P55)]

・個人の場合

ア 一般競争入札参加資格確認申請書 [様式2 (P45)]

イ 入札保証金納入通知書発行依頼書 [様式8 (P51)]

入札保証金の額は、各自が見積もる入札金額の100分の5以上の額(円未満切上げ)です。なお、納入された入札保証金の額が、実際の入札金額に対して100分の5未満となった場合には、当該入札は無効となります。

ウ 事業計画書 [様式5 (P48)] (配置図・平面図及び横断面図を添付)

エ 誓約書 [様式12 (P55)]

【添付書類】

(ア) 個人番号（マイナンバー）の記載がない住民票の謄本又は抄本（発行から3か月以内のもの）

(イ) 印鑑証明書（一般競争入札参加資格確認申請書に押印した印鑑に係るもので、発行から3か月以内のもの）

(注) 複数物件申込みいただく場合、(ア)、(イ)の添付書類は、各1部の提出で足りません。

(4) 共同申請企業で入札に参加する場合の注意事項

ア 本分譲案内書における共同申請企業とは、複数の企業が「共同申請企業に関する協定書」（P40～43参考例参照）を締結して、共同で本物件を取得して開発を行う企業体をいいます。「共同申請企業に関する協定書」には、共同申請企業の目的、名称、事務所、存続期間、当該共同申請企業を代表する企業（以下「代表企業」という。）及び構成員の事務分担が定められていなければなりません。

(注) 「共同申請企業に関する協定書」は、各構成企業保有分及び千葉県企業局保有分を作成してください。

イ 共同申請企業で入札に参加する場合は、代表企業を決めてください。代表企業は、必ず本物件を取得する者の中から定めなければなりません。

ウ 単独で応募した企業は、共同申請企業で入札参加する場合の構成員となることはできません。また、共同申請企業の構成員として入札に参加した企業は、他の共同申請企業の構成員となることはできません。

エ 共同申請企業で入札に参加する場合は、当該共同申請企業の全ての構成員が第3（1）「入札参加者の資格」（P3～4）を満たしていなければなりません。

オ 千葉県企業局からの連絡等は、代表企業に対してのみ行います。また、代表企業から千葉県企業局へ提出された書類及び千葉県企業局からの照会等に対する代表企業の回答は、全構成員の合意によるものとみなします。

カ 共同申請企業で入札に参加する場合に申請に必要な書類

(ア) 一般競争入札参加資格確認申請書 [様式2 (P45)]

(イ) 共同申請企業調書 [様式4 (P47)]

【添付書類】※いずれも共同申請企業全員のもの

a 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（発行から3か月以内のもの）

b 印鑑証明書

（共同申請企業調書に押印した印鑑に係るもので、発行から3か月以内のもの）

c 法人（会社）定款

d 法人（会社）経歴書（任意様式）※既存の概要説明資料（パンフレット等）で代替可

e 法人（会社）概要書 [様式3 (P46)]

(注) 複数物件申込みいただく場合、a～eの添付書類は、各1部の提出で足りません。

(ウ) 入札保証金納入通知書発行依頼書 [様式 8 (P 5 1)]

(エ) 事業計画書 [様式 5 (P 4 8)] (配置図・平面図及び横断面図を添付)

(オ) 共同申請企業全員の誓約書 [様式 1 2 (P 5 5)]

(カ) 共同申請企業全員が約定した「共同申請企業に関する協定書」

(共同申請にあたり、目的、名称、事務所、存続期間、代表企業及び構成員の事務分担を申請者全員で約定したもの、P 4 0～4 3 参考例参照)

(注) 提出された申請書類は返却しません。

(5) 受付後の手順

一般競争入札参加資格確認申請書を受付後、直ちに、千葉県企業局土地管理部土地分譲課の受付印を押印したものの写しをお渡しします。これが受付の証明となりますので、入札書提出日に持参してください。

また、一般競争入札参加資格確認申請書を受付後、入札参加資格の確認を行い、その結果を文書により通知します。

なお、入札参加資格確認結果に関する異議等については、一切応じません。

(6) 入札保証金の納入

ア 納入通知書

入札参加資格のある場合は、提出された入札保証金納入通知書発行依頼書 [様式 8 (P 5 1)] により、納入通知書を令和 8 年 7 月 3 日 (金) までに郵便でお送りします。

イ 納入方法

入札者は、上記アの納入通知書により、納入通知書裏面記載の金融機関から入札書提出までに入札保証金を納入してください。納入した際、**納入通知書兼領収書**を受け取り、入札保証金納入証拠書類提出書 [様式 1 0 (P 5 3)] の所定の貼付欄に貼り付け、入札書提出日に持参してください。確認後、納入通知書兼領収書の原本はお返しします。

(注 1) 入札保証金は、必ず千葉県企業局の指定金融機関で土地分譲課が発行した納入通知書により納入してください。

(注 2) 入札保証金の額は、入札参加者が入札書に記載する入札金額の 1 0 0 分の 5 以上 (円未満切上げ) の金額です。※予定価格の 5 % ではありません。

なお、納入された入札保証金の金額が実際の入札金額に対して 1 0 0 分の 5 未満となった場合には、当該入札は無効となります。

例：予定価格 1 億円の物件を、仮に 1 億 1 千万円の入札しようとする場合

$$1 \text{ 億 } 1 \text{ 千万円} \times 0.05 = 550 \text{ 万円}$$

⇒ 550 万円以上の入札保証金の納入が必要となります。

(注 3) 共同申請の場合は、構成員のうち代表者が納入してください。

(7) 事業計画書に係る意見

提出された事業計画書については、入札日までに千葉県企業局の意見を通知します。

第6 入札書の提出

(1) 入札期間、入札場所及び入札方法

- ア 入札期間 令和8年7月8日(水)から7月9日(木)まで
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
(注1) 上記期間以外は、入札できません。
(注2) 事務を円滑に進めるため、事前に来局日時を御連絡ください。
- イ 入札場所 千葉市中央区中央4丁目13番23号 7F
千葉県企業局土地管理部土地分譲課 分譲企画室
- ウ 入札方法 持参(郵送による入札はできません。)

(2) 入札書提出時に持参いただくもの

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書の写し
千葉県企業局土地管理部土地分譲課の受付印が押印されたもの。
[第5(5)「受付後の手順」(P7)参照]
- イ 入札書 [様式6(P49)]
入札書に使用する印鑑は、一般競争入札参加資格確認申請書に押印した印鑑(印鑑証明書で証明された印鑑)を使用してください。
ただし、代理人が入札するときは、入札者欄に申込人(委任者)の事項を記入(押印は不要)し、代理人欄に代理人の事項を記入の上、委任状に押印された代理人の印鑑を押印してください。[「入札書記入例」等(P58~59)参照]
- ウ 委任状 [様式7(P50)]
法人の代表権のない方や、個人でやむを得ず代理人の方が入札に参加する場合は、委任状が必要になります。[「委任状記入例」等(P60~61)参照]
※本人確認のため、身分証明書(運転免許証等)を御持参ください。
(注) 共同申請企業で入札に参加する場合は、全ての構成員から代表企業への委任状(構成員の代表者の印鑑証明書が添付された委任状)が更に必要になります。
- エ 筆記用具(黒のボールペン(消せるボールペンは除く)又は万年筆)
- オ 印鑑
一般競争入札参加資格確認申請書に押印した印鑑(印鑑証明書で証明された印鑑)を持参してください。
ただし、代理人が入札する場合は、委任状に押印された代理人(受任者)の印鑑を持参してください。
- カ 入札保証金返還先口座申出書 [様式9(P52)]
入札保証金返還先口座申出書に使用する印鑑は、一般競争入札参加資格確認申請書に押印した本人の印鑑(印鑑証明書で証明された印鑑)を使用してください。

キ 入札保証金納入証拠書類提出書 [様式 10 (P 53)]

入札保証金に係る納入通知書兼領収書(原本)を貼付したもの。[第5(6)「入札保証金の納入」(P 7)参照]

ク 入札保証金還付請求書 [様式 11 (P 54)]

記載内容を確認後、入札者に返却します。開札日に必ず持参してください。

なお、落札者以外の者が納入した入札保証金は、「入札保証金返還先口座申出書」[様式9(P 52)]に記載された金融機関の預金口座に還付されます。落札者以外の方は開札後、速やかに「入札保証金還付請求書」[様式11(P 54)]を提出してください。

(注1) 納入された入札保証金には利息を付しません。

(注2) 金融機関への振込手続きに3週間程度を要しますので、御了承ください。

第7 入札の受付等

(1) 受付(千葉県企業局土地管理部土地分譲課)

入札参加希望者は、最初に受付で一般競争入札参加資格確認申請書の写し(千葉県企業局土地管理部土地分譲課の受付印が押印してあるもの)及び委任状(代理人の場合のみ)の確認を受けてください。

(2) 入札保証金納入の確認

入札保証金返還先口座申出書[様式9(P 52)]及び納入通知書兼領収書の原本を貼付した入札保証金納入証拠書類提出書[様式10(P 53)]を提出し、納入済の確認を受けてください。提出された入札保証金納入証拠書類提出書は、確認後、返却します。

(3) 入札

入札書[様式6(P 49)]に必要な事項を記入し、記名押印の上、封筒に入れ、封(封印)をして入札箱に投函してください。

なお、入札の回数は1回です。再度入札は行いません。

(注1) 入札金額は、入札書に算用数字を用いて右詰めで記載し、最初の数字の前に「¥」を付してください。

(注2) 一度投函された入札書は、その事由のいかんにかかわらず、書換え、引換え又は撤回をすることができません。

(注3) 封筒は、千葉県企業局が用意します。

(注4) 入札保証金を納入後、入札を辞退する旨の申し出があった場合には、開札後、「入札保証金還付請求書」[様式11(P 54)]を提出していただくことで、「入札保証金返還先口座申出書」[様式9(P 52)]に記載された金融機関の預金口座に還付いたします。

(4) 入札の無効

「入札心得書」(P 36～39)の第10に該当する入札は無効となります。

第8 開札

(1) 開札日時及び開札場所

ア 開札日時 令和8年7月10日(金) ※物件番号ごとに、以下の時間に行います。

物件番号1：午前10時00分から

物件番号2：午後 1時30分から

イ 開札場所 千葉市中央区中央4丁目13番23号 3F

千葉県企業局 入札室

(注) 開札参加者の受付は、開札時間の15分前から行います。

(2) 開札の手順

ア 受付 (千葉県企業局土地管理部入札室)

最初に受付で一般競争入札参加資格確認申請書の写し(千葉県企業局土地管理部土地分譲課の受付印が押印してあるもの)の確認を受けてください。

イ 落札者の決定方法

開札の結果、千葉県企業局が定める予定価格以上で最高の入札金額をもって入札した者を落札者とします。ただし、最高の入札金額をもって入札した者が2人以上あるときは、直ちに、くじ引きにより落札者を決定します。

くじ引き方法は、最初にくじ引きの順番を決めるくじ引きを行い、その後、落札者を決定するくじ引きを行います。最高の入札金額で入札した者は、全員くじを引かなければなりません。

この場合において、くじを引かない者がいるときは、これに代えて千葉県企業局の指定した職員にくじを引かせます。

ウ 入札保証金還付請求書 [様式11(P54)]の提出

落札者以外の方は、開札後、速やかに「入札保証金還付請求書」[様式11(P54)]を提出してください。

(3) 入札結果の公表

開札後、次のとおり入札結果を公表します。

個人の氏名及び入札金額、並びに個人が落札した場合の落札金額は非公表とします。

ア 千葉県企業局ホームページによる公表

(ア) 公表日 開札日から起算して7日以内

(イ) 公表内容 a 開札執行日時及び場所

b 分譲等の名称

c 入札物件(地番、地目及び地積)

d 入札参加者数

e 落札者の名称、所在地及び落札金額(個人の場合は非公表)

f 入札に係る予定価格

イ 千葉県企業局土地管理部土地分譲課内の閲覧簿による公表

(ア) 公表日 開札日の翌開庁日（土曜日、日曜日及び祝日は閲覧できません。）

(イ) 公表内容 千葉県企業局ホームページ上の公表内容及び開札調書（個人の氏名及び入札金額、並びに個人が落札した場合の落札金額を除く。）

第9 譲受人の決定

(1) 用地分譲申請書等の提出

落札者には用地分譲申請書（指定様式）を直ちに交付しますので、落札決定の日の翌日から起算して3週間以内に必要事項を記入し、記名押印の上、提出してください。

また、法人の場合は、「役員等名簿」[様式13（P56）]を、落札者決定の日の翌日から起算して6日以内に必要事項を記入し、記名の上、提出してください。

(2) 環境保全対策書による事前審査

工場又は事業所（以下「工場等」という。）を建設する場合、環境保全対策書（指定様式）により、千葉県環境生活部の事前審査（富津市への意見照会を含む。）を受けることとなります。この場合は上記（1）によらず、用地分譲申請書とともに、落札決定の日の翌日から起算して4週間以内に必要事項を記入し、提出してください。

また、環境保全対策に関しては、県及び富津市と十分協議することとし、関係法令等に従わなければなりません。

譲受人の決定に必要な書類は、次のとおりです。

（注）次の書類のうち、一般競争入札参加資格確認申請時に提出済みのものについては、変更が生じたもののみ提出してください。 [第5 一般競争入札参加資格確認申請書の受付等（3）申請時の必要書類（P5～6）、（4）共同申請企業で入札に参加する場合の注意事項（P6～7）参照。ただし、様式2は除く。]

ア 法人の場合

(ア) 役員等名簿 [様式13（P56）]

(イ) 用地分譲申請書 [指定様式（落札者にお渡しします。）]

(ウ) 法人（会社）概要書 [様式3（P46）]

【添付書類】

a 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（発行から3か月以内のもの）

b 印鑑証明書（発行から3か月以内のもの）

c 法人（会社）定款

d 法人（会社）経歴書（任意様式）※既存の概要説明資料（パンフレット等）で代替可

e 納税証明書（直近の法人税等について、国税・地方税の未納がないことを確認できるもの）

f 決算書（直近3か年のもの）

(エ) 資金計画書 [指定様式 (落札者にお渡しします。)]

土地譲渡代金及び建設資金等の調達方法が分かるもの。自己資金と借入金の種別ごとに記入。

【添付書類】

- a 預金残高証明書 (発行から1か月以内のもの)
- b 融資証明書又はこれに準ずるもの (全額自己資金の場合不要)

(オ) 事業計画書 [様式5 (P48)]

【添付書類】

- a 施設等建設計画書
- b 図面 (建物配置図、平面図及び横断面図等)
- c 工程表

(カ) 環境保全対策書 [指定様式 (落札者にお渡しします。)]

※共同申請企業で入札に参加した場合は、構成員全員の役員等名簿及び法人 (会社) 概要書の提出が必要です。

イ 個人の場合

(ア) 用地分譲申請書 [指定様式 (落札者にお渡しします。)]

(イ) 個人番号 (マイナンバー) の記載がない住民票の謄本又は抄本 (発行から3か月以内のもの)

(ウ) 印鑑証明書 (発行から3か月以内のもの)

(エ) 納税証明書 (直近の所得税及び都道府県民税について、未納がないことを確認ができるもの)

(オ) 資金計画書 [指定様式 (落札者にお渡しします。)]

土地譲渡代金及び建設資金等の調達方法が分かるもの。自己資金と借入金の種別ごとに記入。

【添付書類】

- a 預金残高証明書 (発行から1か月以内のもの)
- b 融資証明書又はこれに準ずるもの (全額自己資金の場合、提出は不要です。)

(カ) 事業計画書 [様式5 (P48)]

【添付書類】

- a 施設等建設計画書
- b 図面 (建物配置図、平面図及び横断面図等)
- c 工程表

(キ) 環境保全対策書 [指定様式 (落札者にお渡しします。)]

(3) 事業計画の具体的な内容については、千葉県企業局と十分な協議を行うこととします。

なお、「第15 分譲条件等」(P15~18)を満たさないおそれがあると認められるときは、譲受人として決定しません。

- (4) 落札者に係る暴力団関係者の照会の結果、落札後に参加資格を有しないことが判明したときは、その落札は失効します。
- (5) 譲受人として決定されない場合、落札が失効した場合、又は落札者が契約を締結しないときは、落札者が納入した入札保証金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第4項により千葉県企業局に帰属することになりますので御注意ください。
- (6) 落札者は工場又は事務所などの施設を建設する場合、環境保全対策書により千葉県環境生活部の事前審査（富津市への意見照会も含む。）を受けることとなります。用地分譲申請書等とともに必要事項を記入し、提出してください。
- また、環境保全対策に関しては、県及び富津市と十分に協議することとし、関係法令等に従わなければなりません。
- (7) 落札者を譲受人として決定した場合、その旨を通知します。

第10 契約保証金の納入

土地譲渡契約の締結に当たっては、契約金額（落札金額）の100分の10以上（円未満切上げ）の契約保証金の納入をしていただく必要がありますが、入札書提出までに納入された入札保証金を契約保証金に充当しますので、実際は契約保証金と入札保証金との差額を千葉県企業局が発行する納入通知書により、土地譲渡契約締結時までに納入していただきます。

なお、契約保証金には利息を付しません。

例：予定価格1億円の物件について、仮に1億1千万円で落札した場合

入札保証金（入札金額の100分の5以上の金額）＝1億1千万円×0.05＝550万円

契約保証金（落札金額の100分の10以上の金額）＝1億1千万円×0.1＝1,100万円

契約保証金と入札保証金の差額＝1,100万円－550万円＝550万円

⇒550万円以上の契約保証金の納入が必要になります。

第11 土地譲渡契約の締結等（別添「土地譲渡契約書（案）」（P63～71）を参照）

- (1) 落札者が用地分譲申請書を提出した後、譲受人に決定された日の翌日から起算して14日以内に契約を締結します。
- なお、契約締結期限までに契約が締結されない場合は、落札が失効となり、入札保証金は千葉県企業局に帰属（地方自治法第234条第4項）することになりますので十分御注意ください。
- (2) 契約は、電子契約サービスを選択できます。なお、電子契約サービスを選択しない場合は、従来どおり紙の契約書により契約を締結します。
- (3) 譲受人が共同申請企業の場合、土地譲渡契約の締結は、全構成員の連名で行い、契約の履行（事業計画書の内容を含む。）について連帯して責任を負うこととします。

第12 土地譲渡代金の支払

土地譲渡代金の支払方法は、一括払いとします。

現事業者から本物件の返還後（現事業者とは、物件番号1及び物件番号2は令和10年7月13日まで事業用定期借地による土地貸付契約を締結しています）、2週間以内に千葉県企業局が納入通知書を発行しますので、発行から30日以内に本物件の土地譲渡代金と既に納入済みの契約保証金との差額を同納入通知書により納入していただきます。（契約保証金は、土地譲渡代金に充当します。）

なお、千葉県企業局が指定する日までに土地譲渡代金の納入が行われなかった場合には、契約が解除され、契約保証金は千葉県企業局に帰属（地方自治法234条の2第2項）することになりますので、十分御注意ください。

第13 所有権の移転等

（1）所有権の移転

土地の所有権の移転は、物件番号1及び物件番号2は令和10年7月14日以降の千葉県企業局が指定する日までに土地譲渡代金を完納した時とします。

所有権移転登記は、土地引渡し後、千葉県企業局が手続きを行います。

（2）土地の引渡し

ア 引渡し時期

土地の引渡しは、現事業者からの本物件の返還日以降、かつ、土地譲渡代金の完納後の千葉県企業局が指定した日に行います。

※ 本物件においては、物件番号1及び物件番号2は令和10年7月13日をもって現事業者との事業用定期借地権の期間が満了となり、千葉県企業局に更地返還されることになっています。

また、土地の引渡しは、原則として、現事業者からの返還時点の現況の状態での引渡しとします。

イ 引渡し前の土地の管理

土地の管理は、土地の引渡し前は千葉県企業局が、引渡し後は譲受人が行います。

なお、本物件の現事業者から千葉県企業局への返還までは、現事業者が管理を行っています。

第14 契約等に必要な費用

土地譲渡契約書（千葉県企業局が保管するもの1部）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、譲受人の負担となります。

なお、千葉県企業局は印紙税法（昭和42年法律第23号）により非課税となっておりますので、譲受人保管用の土地譲渡契約書には収入印紙を貼付しません。

※収入印紙は紙による契約書を採用した場合にのみ必要となります。

第15 分譲条件等

(1) 譲受人は、次のアからオのいずれかに該当するものとします。（土地利用目的が重複しても差し支えはありません。）

- ア 工場、商業施設その他の業務の用に供する施設（以下、「業務用施設」という）を自ら建設し、経営しようとするもの
- イ 第三者に経営させるために業務用施設を自ら建設し、貸し付けようとするもの
- ウ 自己又は従業員の居住の用に供する住宅を自ら建築しようとするもの
- エ 住宅を購入して居住する者に対し販売し、又は賃貸する目的で自ら住宅を建築しようとするもの（販売する場合は、居住する者に住宅を建築させることも可能です）
- オ 信託会社又は信託業務を営む銀行に自ら建設した業務用施設又は住宅を信託しようとするもの

※譲受後、業務用施設又は住宅を建設せずに第三者へ転売することは認められません。

ただし、住宅を購入して居住する者に対し販売する場合は、土地の整備を行った場合を除きます。

(2) 本物件について、富津市の要請により、以下の進出不可業種を設定します。

- ア リサイクル業
- イ 廃棄物処理業
- ウ バイオマス発電業

(3) 譲受人は、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、富津市条例などの関係法令及びその他各種の指導要綱等を遵守するとともに、近隣の土地利用状況に配慮した建物を建設し、周辺の環境と調和した適切な土地利用を図ってください。

開発等に必要の手続き及び関係機関・隣接地権者等との協議は、譲受人において行ってください。

(4) 近隣企業への説明については、建設着工前に必ず実施してください。

(5) 必要な基盤整備は、譲受人の負担と責任で行ってください。

※物件調書の供給施設の整備状況を参照してください。

(6) 千葉県の環境保全に係る事前調査による回答及び富津市の意見照会による意見を遵守してください。

(7) 譲受人は、土地の引渡しから起算して3年以内に、土地譲渡契約書に定める事業計画書に基づき、業務用施設（複合施設を含む。以下「施設等」という。）の操業又は戸建住宅、共同住宅、兼用住宅（以下「住宅等」という。）の販売を開始してください。

また、住宅等に自ら居住する場合又は従業員を住ませる場合も土地の引渡しから起算して3年以内に居住を開始してください。

- (8) 住宅等の販売を行う場合は、全て公募により行うこととし、居住部分については、自ら居住する者に販売してください。
- (9) (8) の場合、住宅の購入者に対し当該土地に対する液状化に関する情報、埋設物の状況、地形及び地質の状況の説明をしてください。
- (10) 本物件には、所有権が移転した時から起算して5年間を経過するまでの期間、買戻特約を登記します。

ただし、譲受人が、買戻しの期間内に事業計画書に基づき住宅等又は施設等を建設し、販売又は操業を開始し、千葉県企業局が住宅等の販売（住宅等に自ら居住する場合は居住開始）又は施設等の操業を確認した場合には、買戻期間中であっても、譲受人は買戻特約登記の抹消を申請することができます。

買戻特約登記の抹消に必要な費用は、譲受人の負担となります。

- (11) 譲受人は、土地譲渡代金の支払能力を有し、建設資金及び事業資金の調達能力を有する者でなければなりません。
- (12) 土地譲渡契約締結後、譲受人の財務状況等に大幅な変動があり、土地譲渡をはじめ事業遂行できないおそれがあると千葉県企業局が認めたとき、分譲条件に合致しない事業計画変更があると千葉県企業局が認めたとき、又は土地譲渡契約に違反したときは契約解除又は買戻しの対象となり、契約解除又は買戻しが行われた場合には違約金のほか別途損害賠償義務が発生するので、あらかじめ「土地譲渡契約書（案）」（P 63～71）を確認し、その内容を御承諾の上、入札に参加してください。

ア 違約金

契約解除又は土地を買い戻した場合は、譲受人は千葉県企業局に対し土地譲渡代金の20パーセント相当額及び契約解除時又は買戻し時の土地の時価と土地譲渡代金の差額相当額（契約解除等の対象となる土地譲渡代金が、時価を上回った場合に限る。）を違約金としてお支払いいただきます。

イ 土地の原状回復

契約解除又は土地を買い戻した場合は、土地を原状回復して返還していただきます。原状回復に際しては、別途お問い合わせください。

(13) 地盤

ア 地盤調査及び地盤改良

千葉県企業局は、本物件の地盤調査及び地盤改良工事は行っていません。

譲受人が必要とする地盤調査及び地盤改良工事を行う場合は、土地の引渡し後、譲受人の責任と負担で行ってください。

○「ちば情報マップ」にて地質柱状図を掲載しておりますので、参考にしてください。

(<https://map.pref.chiba.lg.jp/pref-chiba/PositionSelect?mid=6300>)

イ 液状化対策

千葉県企業局は、本物件の液状化調査及び液状化対策工事を行っていません。

譲受人が必要とする液状化調査及び液状化対策工事を行う場合は、土地の引渡し後、譲受人の責任と負担で行ってください。

○「ちば地震被害想定ホームページ」にて液状化しやすさマップを掲載しておりますので、参考にしてください。

(<http://keihatsu.bousai.pref.chiba.lg.jp/higaisoutei/map/liquefaction/index.html>)

(14) 土壌

千葉県企業局は、本物件に関し、以下の日程で土壌調査を実施し、その計量結果を確認しています。

ア 調査実施日：平成20年6月30日

イ 計量結果判明日：平成20年7月9日

ウ 調査項目：環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に基づき平成20年当時に定められていた土壌汚染の環境基準に係る項目

エ 調査範囲：「土壌調査結果」（P74～84）記載のとおり

調査の結果、平成20年7月9日時点での環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に定められている土壌汚染の環境基準を超える項目はありませんでした。

なお、調査結果は、調査実施日時点における調査項目・調査範囲の限度における確認であり、次に掲げる事項は、当該調査の対象外となります。

ア 調査項目に含まれていない物質に関する事項

イ 調査範囲に含まれていない区域・深度に関する事項

ウ 調査実施日後に生じた土壌の状態の変化

譲受人が必要とする土壌調査及び処理を行う場合は、土地の引渡し後、譲受人の責任と負担で行ってください。

なお、本物件は土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条に規定する要措置区域及び同法第11条に規定する形質変更時要届出区域には指定されていません。

(15) 埋設物

千葉県企業局は、本物件の埋設物調査を行っていません。

譲受人が必要とする埋設物調査及び処理を行う場合は、土地の引渡し後、譲受人の責任と負担で行ってください。

(16) 契約不適合責任

千葉県企業局は土地について、譲受人に対し第13(2)「土地の引渡し」（P14）に定める本物件の引渡しの日から1年以内に譲受人が通知したものに限り、契約不適合責任を負うも

のとします。

ただし、以下については、契約不適合責任を一切負わないものとします。

ア 第13(2)「土地の引渡し」(P14)に定める本物件の引渡しの日以後の土地の地盤高の変化及び面積の不足

イ(13)の地盤に関する「契約との不適合」

ウ(14)の土壌に関する「契約との不適合」

エ(15)の埋設物に関する「契約との不適合」

(17) 権利の設定、移転の禁止

譲受人は、土地の所有権の移転前において、本契約により取得する権利を第三者に譲渡することはできないものとします。ただし、事前に千葉県企業局の承認を得た場合はこの限りではありません。

譲受人は、所有権の移転した時から起算して5年間は、土地に関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権、その他使用収益を目的とする権利及び第三者のための担保権を設定し又は移転してはいけません。ただし、事前に千葉県企業局の承認を得た場合はこの限りではありません。この場合、千葉県企業局は譲受人に必要な条件を付することができるものとします。

この期間は、第15(10)「分譲条件等」(P16)ただし書きの条件を満たし、千葉県企業局が買戻特約登記の抹消を承認した日をもって終了するものとします。

(18) 共同申請企業の場合の留意事項

ア 落札後、土地の所有権移転前において、共同申請企業間の土地の持分を変更する場合は、事前に書面により千葉県企業局に承認申請を行い、承認を受けるものとします。

イ 落札後、共同申請企業の構成員の中で本物件の取得又は事業計画書の内容に基づく事業を継続できない者が生じた場合は、構成員相互で連帯責任を負うこととします。

ウ 本物件の所有権が移転した日の翌日から起算して5年間は、共同申請企業が共同申請企業間において土地の共有持分の変更及び譲渡、共有土地の分割、共有持分への地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権及びその他使用収益を目的とする権利及び第三者のための担保権の設定又は移転する場合には、事前に書面により千葉県企業局に承認申請し、承認を受けるものとします。

この期間は、第15(10)「分譲条件等」(P16)ただし書きの条件を満たし、千葉県企業局が買戻特約登記の抹消を承認した日をもって終了するものとします。

第16 その他

入札参加者が本物件入札に要した費用については、全て入札参加者が負担するものであり、千葉県企業局は一切負担しませんので、あらかじめ御承諾の上、入札に参加してください。

物 件 調 書

物件番号 1

	権 利	所 有 権		
所 在 地	地 目	宅地		
		雑種地		
	形 状	地積測量図のとおり		
面 積	5, 558. 14㎡ (うち雑種地 108.71㎡)			
接面道路の幅員及び構造	北側で幅員約40mの舗装国道に接面 東側で幅員約15mの舗装市道に接面			
都市計画法・建築基準法に基づく制限	区域区分	市街化区域	用途地域 準工業地域	
	建ぺい率	60%	容 積 率 200%	
所有権を制限する権利設定		無		
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容	
	道路後退の有無	無	負担の内容	
供 給 施 設 の 整 備 状 況	供給施設		事業所名	
	電 気	有	東京電力パワーグリッド(株) カスタマーセンター	
	上水道	有	かずさ水道広域連合企業団	
	工業用水道	有	千葉県企業局工業用水部 工業用水管理課経営改善室	5月24日までは以下 043-307-1686 5月25日からは以下 043-307-1546
			千葉県企業局 君津工業用水道事務所	0439-87-8184
	下水道	有	君津富津広域下水道組合	0439-56-1256
	ガ ス	無	プロパンガス	
交 通 機 関 (現地まで)	鉄 道	JR 内房線「青堀駅」から南西方約3.0km		
	道 路	館山道 木更津南 I.C から南西方約9.7km		
公 共 施 設	富津市役所		南東約5.2km	
	富津市消防署(消防本部)		南東約4.9km	

◎ 参 考 事 項 （物件の現況、法令上の制限等に関する特記事項）

- ・現在、貸付契約により施設が立地しておりますが、令和10年7月13日をもって事業用定期借地権の期間が満了となり、千葉県企業局に更地返還されることになっていきます。
- ・本物件については、地盤調査、地盤改良工事、液状化調査、液状化対策工事及び埋設物調査を実施していません。譲受人が必要とする調査・工事を行う場合には、譲受人の責任と負担で行ってください。
- ・本物件は、公有水面埋立地であり、東京湾の水底土砂により埋め立てられた経緯があります。
- ・この調書と現地が符号しなかった場合でも、入札後は異議を述べることはできませんので、必ず現地調査や関係機関あるいは当局に確認してください。
- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、富津市条例などの関係法令及びその他各種の指導要綱等を遵守してください。
- ・本物件は、千葉県が定める「木更津港港湾計画」において、工業用地に位置付けられており、事業計画に応じて計画変更が必要な場合があります。詳細については千葉県県土整備部港湾課へお問い合わせください。
- ・富津市では、工場立地法準則条例を定めており、特定工場に対し、生産施設、緑地及び環境施設（緑地を含む）の敷地面積に対する割合等の基準があります。
問合せ先：富津市建設経済部商工観光課（電話：0439-80-1287）
- ・工業用水について、利用を希望する場合は、入札参加前に千葉県企業局工業用水部工業用水管理課に確認してください。
- ・図面その他記載事項と現況が異なる場合は、現況を優先します。

物 件 調 書

物件番号 2

	権 利	所 有 権		
所 在 地	千葉県富津市新富 2 番 1 0			
	地 目	宅地		
	形 状	地積測量図のとおり		
面 積	2, 9 3 8. 3 8 m ²			
接面道路の幅員 及 び 構 造	北西側で幅員約 4 0 m の舗装国道に接面 南側で幅員約 1 2 m の舗装市道に接面			
都市計画法・ 建築基準法に基 づく制限	区域区分	市街化区域		
	用途地域	準工業地域		
	建ぺい率	6 0 %		
	容 積 率	2 0 0 %		
所有権を制限する権利設定	無			
私道の負担等に 関する事項	私道負担の有無	無		
	負担の内容			
	道路後退の有無	無		
	負担の内容			
供 給 施 設 の 整 備 状 況	供給施設	事業所名	電話番号	
	電 気	有	東京電力パワーグリッド (株) カスタマーセンター	0120-995-007
	上水道	有	かずさ水道広域連合企業団	0438-38-3276
	工業用水道	有	千葉県企業局工業用水部 工業用水管理課	5 月 2 4 日 まで は 以 下 043-307-1686 5 月 2 5 日 か ら は 以 下 043-307-1546
			千葉県企業局 君津工業用水道事務所	0439-87-8184
	下水道	有	君津富津広域下水道組合	0439-56-1256
	ガ ス	無	プロパンガス	
交 通 機 関 (現地まで)	鉄 道	JR 内房線「青堀駅」から南西方約 2. 6 km		
	道 路	館山道 木更津南 I. C から南西方約 9. 1 km		
公 共 施 設	富津市役所		南東約 5. 1 k m	
	富津市消防署 (消防本部)		南東約 4. 8 k m	
◎ 参 考 事 項 (物件の現況、法令上の制限等に関する特記事項)				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、貸付契約により施設が立地しておりますが、令和 1 0 年 7 月 1 3 日をもって事業用定期借地権の期間が満了となり、千葉県企業局に更地返還されることになっていきます。 ・ 本物件については、地盤調査、地盤改良工事、液状化調査、液状化対策工事及び埋設物調査を実施していません。譲受人が必要とする調査・工事を行う場合には、譲受人の責任と負担で行ってください。 				

- 本物件は、公有水面埋立地であり、東京湾の水底土砂により埋め立てられた経緯があります。
- この調書と現地が符号しなかった場合でも、入札後は異議を述べることはできませんので、必ず現地調査や関係機関あるいは当局に確認してください。
- 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、富津市条例などの関係法令及びその他各種の指導要綱等を遵守してください。
- 本物件は、千葉県が定める「木更津港港湾計画」において、工業用地に位置付けられており、事業計画に応じて計画変更が必要な場合があります。詳細については千葉県県土整備部港湾課へお問い合わせください。
- 富津市では、工場立地法準則条例を定めており、特定工場に対し、生産施設、緑地及び環境施設（緑地を含む）の敷地面積に対する割合等の基準があります。
問合せ先：富津市建設経済部商工観光課（電話：0439-80-1287）
- 工業用水について、利用を希望する場合は、入札参加前に千葉県企業局工業用水部工業用水管理課に確認してください。
- 図面その他記載事項と現況が異なる場合は、現況を優先します。

位置図（広域図）（注：画像は縮小しているため、縮尺は一致しません。）

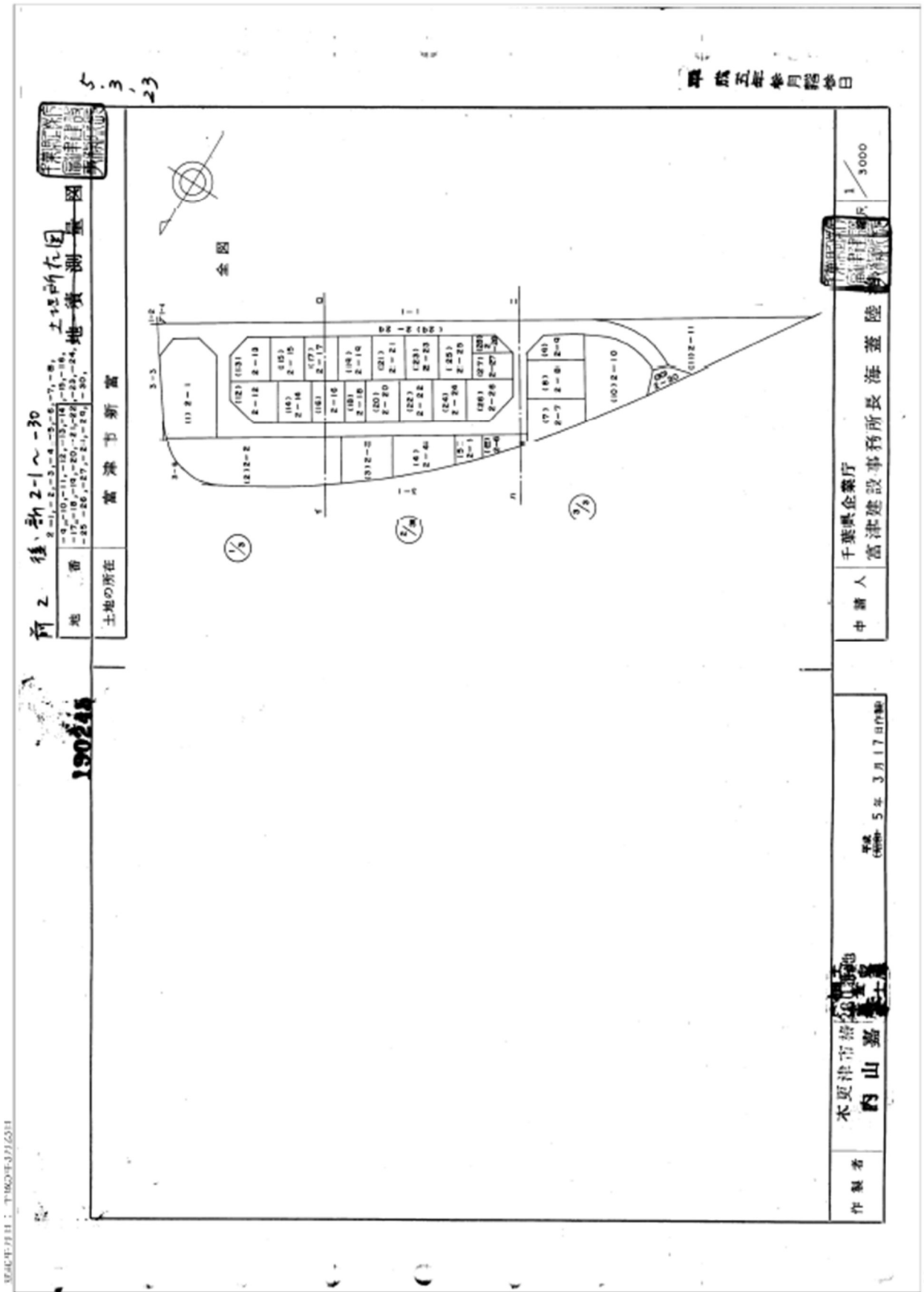


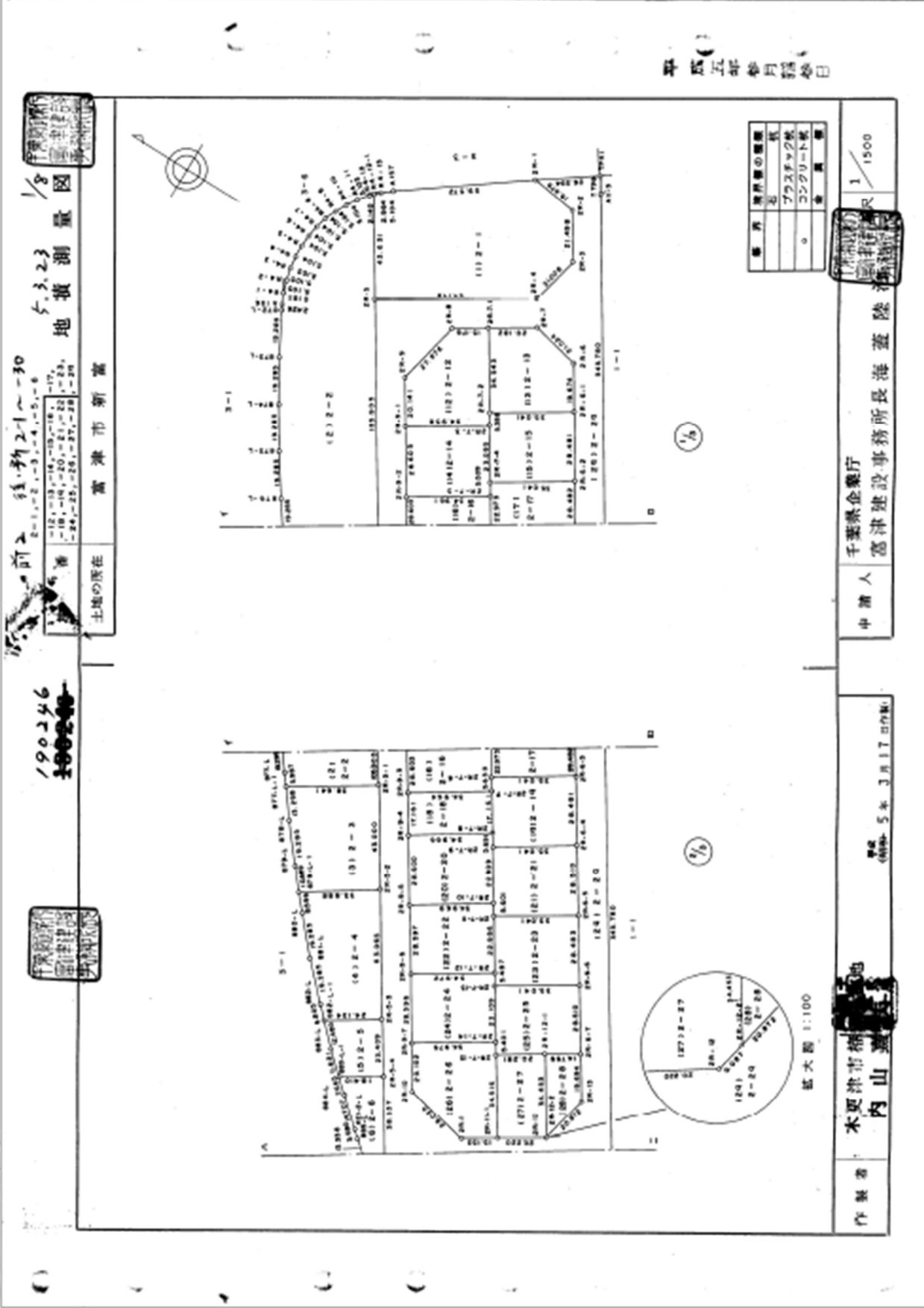
位置図（物件周辺図）（注：画像は縮小しているため、縮尺は一致しません。）



地積測量図等 (注: 画像は縮小しているため、縮尺は一致しません。)

物件番号 1 及び物件番号 2





190246
 前二 後新 21~30
 12-13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29
 土地の所在 富津市新富

1/8
 5.2.23
 地積測量図

平成五年五月廿三日

番号	境界線の種類
○	鉄
○	プラスチック板
○	コンクリート板
○	金網

1/1500

中請人 千葉興業銀行
 高津建設事務所長 海蓋陸海

作製者 本更津市橋内山邊

縮大略 1:100
 5米 3月17日 出作製



5.2.23 地積測量図

1枚目と同様 2-2, 3-4, 5-6 富津市新富

土地の所在

190248



千葉県企業庁 富津建設事務所 長海 陸 洋

申請人

作製者 木更津市 内山 洋

平成 5年 3月 17日 作製

1

座標求積表

測点	(4) 2-4	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離
879-L-1	-72119.440	2023.028	48664.22822	8.568	
880-L	-72125.008	2016.474	-37250.41897	19.285	
881-L	-72137.513	2002.148	-52484.307672	6.805	
882-L	-72151.222	1989.192	-36075.743840	24.134	
882-L-1	-72156.058	1983.403	-50041.797600	53.045	
28-5-3	-72176.452	1966.309	15932.142126	33.888	
28-5-2	-72198.977	2041.190	116370.043800		
		併面積	3120.023042		
		面積	1560.041540		
		地積	1560.04 m ²		

座標求積表

測点	(5) 2-5	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離
882-L-1	-72156.058	1983.403	22862.686381	12.480	
883-L	-72166.922	1974.622	-34267.900189	11.621	
883-L-1	-72173.412	1968.884	-47286.050066	18.410	
28-5-4	-72188.968	1976.520	-8008.648120	23.406	
28-5-2	-72176.452	1998.302	65700.225469	24.134	
		併面積	1000.024476		
		面積	500.0122380		
		地積	500.01 m ²		

座標求積表

測点	(6) 2-6	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離
882-L-1	-72173.412	1968.884	19266.202956	7.665	
884-L	-72174.010	1961.448	-34017.392666	15.707	
KE 1-2-L	-72140.755	1951.018	-28203.430664	3.560	
885-L	-72103.466	1949.681	-22232.470280	13.338	
885-L-1	-72203.704	1940.133	-31358.368670	7.010	
28-14	-72204.929	1943.879	26643.057065	38.637	
28-5-4	-72188.968	1976.520	71953.914376	16.410	
		併面積	1000.014921		
		面積	500.0071605		
		地積	500.00 m ²		

座標求積表

測点	(2) 2-2	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離
28-5-1	-72125.083	2077.486	44813.650308	10.5005	
28-5	-72048.493	2166.878	172273.727850	43.631	
R4-12-1	-72045.122	2203.848	54767.828648	2.140	
R4-12	-72043.602	2202.341	10483.143180	5.103	
R4-11	-72040.362	2188.348	13324.460278	5.104	
R4-10	-72037.541	2164.145	11356.389130	5.104	
R4-6	-72035.188	2184.626	9356.271848	5.104	
R4-8	-72033.260	2164.884	7279.427823	5.104	
R4-7	-72031.961	2179.983	5024.220781	5.104	
R4-5	-72030.951	2174.930	2780.472397	5.104	
R4-3	-72030.570	2164.889	531.617405	5.104	
R4-4	-72030.716	2164.767	-1720.664765	5.103	
R4-3	-72031.373	2154.706	-3645.782862	5.105	
R4-2	-72032.543	2154.737	-6114.450080	5.105	
R4-1	-72034.213	2149.413	-8216.17386	5.104	
A 156	-72036.366	2145.285	-7062.278220	2.426	
872-L	-72037.505	2143.143	-22416.418023	14.285	
873-L	-72046.827	2126.261	-40660.488103	14.285	
874-L	-72056.628	2104.652	-42346.434044	14.285	
875-L	-72066.849	2043.320	-43970.396650	14.285	
876-L	-72077.633	2077.308	-48536.668668	14.285	
877-L	-72088.820	2081.588	-50507.542002	9.897	
877-L-1	-72042.431	2056.824	-74586.608712	39.641	
		併面積	10888.868958		
		面積	5444.4344780		
		地積	5444.43 m ²		

座標求積表

測点	(3) 2-3	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離
877-L-1	-72042.431	2056.824	60663.688768	13.288	
878-L	-72100.451	2046.216	-41100.288376	14.285	
879-L	-72112.517	2031.172	-38564.625108	10.682	
878-L-1	-72118.440	2023.028	-71938.875680	33.888	
28-5-2	-72148.977	2041.190	-11518.209450	43.000	
28-5-1	-72125.083	2077.486	115603.785456	38.641	
		併面積	3140.163210		
		面積	1570.0816050		
		地積	1570.08 m ²		

平成五年 参月 拾参日

190271

190271
190271
190271

5.3.23
地積測量図

3-6
3-9, -6
留津市新郷



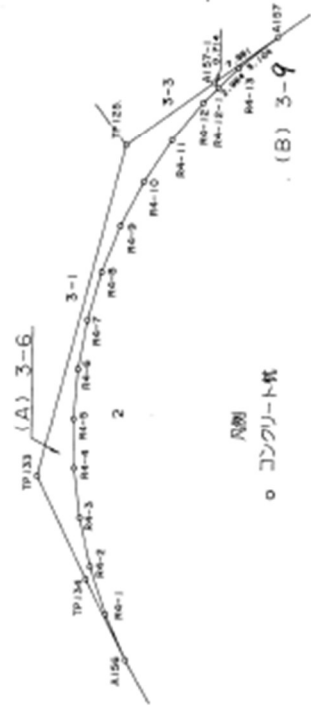
平成五年参月貳拾日



座標求積表

測点	Xn	Yn	Xn+1 - Xn-1	Yn	座
A157-1	-73044.740	2204.451	13358.65178		0.714
R4-12-1	-73045.122	2203.848	-5480.969976		2.964
R4-13	-73047.227	2205.934	-13407.666862		5.104
A157	-73051.200	2209.138	5694.126206		7.961
		倍面積	4.142556		
		座積	2.0712780		
		座積	2.07	m ²	

座積	1A1 3-6
面積	2.0712780
座積	106.7111435
座積	108.71 m ²



申請人
千葉県企業庁
富津建設事務所長 海蓋 陸

作成者
木更津市 内山 蓋

平成 5 年 3 月 17 日作成

1

500

登記年月日：平成5年3月23日

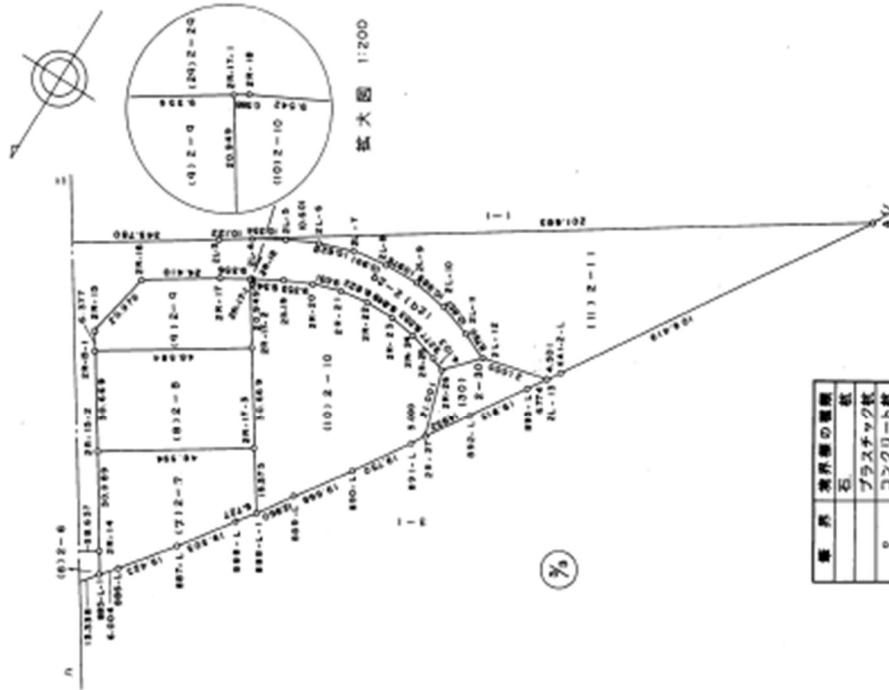
190247
100000

1枚目と同様

地番
2-6,7,8,9,10
-11,24,30

土地の所在
富津市新富

5.3.23 2/8
地積測量図



番号	境界線の種類
○	石
△	プラスチック板
□	コンクリート板
◇	金

製作者
千葉県市
内山

作成
平成5年3月17日(作製)

申請人
千葉県企業庁
富津建設事務所 長 海 蓋 陸



1/1500

5.3.23 2/8

MEAL-17-11... T-06049-0716201

190249
190249

1.1 教団と同様
土地の所在

豊 産 -11
富津市新富

5.7.23
地積測量図



座標求積表

測 点	X _n	Y _n	(X _n +1-X _n -1)Y _n	距 離
88-1	-73244.485	1608.438	11761.705557	12.860
88-2	-73254.866	1000.864	-50235.637372	14.688
88-3	-73270.613	1888.477	-61014.981284	19.750
88-4	-73287.158	1878.245	-38282.389500	9.000
88-5	-73281.245	1875.437	-45323.655474	21.001
88-6	-73311.325	1881.748	-40743.964302	9.102
88-7	-73312.947	1889.515	-8296.670185	9.277
88-8	-73315.704	1884.373	-7494.162254	8.553
88-9	-73317.130	1802.808	-2854.204000	8.843
88-10	-73317.204	1911.655	2492.748120	8.822
88-11	-73315.826	1820.349	7656.911203	9.031
88-12	-73319.317	1424.015	12293.867820	4.353
88-13	-73309.488	1437.574	16014.040435	4.542
88-14	-73304.632	1349.420	3348.939560	0.868
88-15	-73304.854	1046.858	30044.713084	20.460
88-16	-73286.948	1435.258	64427.378250	30.889
88-17	-73261.029	1616.003	81482.378084	16.575
88-18		借面積	5876.770057	
88-19		面積	2438.3850285	
88-20		地積	2438.38 m ²	

座標求積表

測 点	X _n	Y _n	(X _n +1-X _n -1)Y _n	距 離
28-1	-73235.058	1939.963	100742.048200	30.089
28-2	-73208.629	1843.878	60648.382166	7.010
28-3	-73203.704	1840.133	2553.215028	6.004
28-4	-73208.813	1436.283	-38277.168700	14.423
28-5	-73223.324	1924.207	-39193.371544	14.503
28-6	-73234.055	1912.410	-40086.026010	6.727
28-7	-73244.488	1808.434	-41026.036586	14.375
28-8	-73261.029	1918.503	18089.428381	48.584
28-9		借面積	2774.484085	
28-10		面積	1386.944825	
28-11		地積	1386.94 m ²	

測 点 (B) Z-8

測 点	X _n	Y _n	(X _n +1-X _n -1)Y _n	距 離
28-12	-73261.029	1418.603	-24571.876670	30.662
28-13	-73266.548	1433.208	28.700168	48.284
28-14	-73240.978	1476.357	10253.164730	30.688
28-15	-73235.058	1436.683	-99.888113	48.584
28-16		借面積	2880.030145	
28-17		面積	1440.0150725	
28-18		地積	1440.01 m ²	

測 点 (C) Z-9

測 点	X _n	Y _n	(X _n +1-X _n -1)Y _n	距 離
28-19	-73286.948	1435.248	-84528.075448	20.840
28-20	-73204.854	1466.488	-23212.882888	9.356
28-21	-73268.901	1954.355	34830.170100	24.410
28-22	-73286.834	1475.173	6235.451382	20.976
28-23	-73266.397	1674.766	51189.826646	6.377
28-24	-73260.978	1876.357	-40879.403417	48.584
28-25		借面積	1840.009625	
28-26		面積	920.0048125	
28-27		地積	920.00 m ²	

測 点 (D) Z-11

測 点	X _n	Y _n	(X _n +1-X _n -1)Y _n	距 離
21-1	-73325.726	1692.236	-15842.174508	4.501
21-2	-73326.488	1844.734	-170549.178268	106.416
21-3	-73317.930	1740.978	34796.870736	201.853
21-4	-73310.058	1860.486	201061.853566	10.122
21-5	-73315.399	1682.388	-20435.645198	10.354
21-6	-73320.823	1843.342	-18483.770480	10.601
21-7	-73325.013	1835.788	-13222.774136	10.828
21-8	-73328.347	1423.602	-4840.647284	10.461
21-9	-73330.153	1412.653	-3266.611324	10.478
21-10	-73320.103	1401.075	3672.134425	10.689
21-11	-73328.224	1840.848	10223.815136	10.857
21-12	-73324.648	1880.080	13743.278840	8.760
21-13	-73320.918	1872.678	-1428.829340	21.090
21-14		借面積	7838.033754	
21-15		面積	3818.0668745	
21-16		地積	3818.06 m ²	

作製者

木更津市地積測量部
内山

平成 5 年 3 月 17 日作成

申請人

千葉県企業庁
富津建設事務所長 海蓋 陸



平成 5 年 3 月 17 日

